

社会福祉法人 永平寺町社会福祉協議会ボランティア活動育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域のボランティア活動を支援するため、社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会(以下「本会」という。)永平寺町ボランティアセンター(以下「当センター」という。)が交付するボランティア団体など(以下「登録団体」という。)に対するボランティア活動育成補助金の交付に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、センターが実施するボランティア活動育成事業に対して支援を行うことにより、永平寺町のボランティア活動の活性化と育成、ボランティアの促進を図ることを目的とする。

(対象となる団体)

第3条 この補助の対象は、次のすべての事項に該当するものとする。

- (1) 永平寺町内でボランティア活動する団体であること。
- (2) 代表者を含め3人以上の永平寺町民が在籍している団体であること。但し、福井県立大学及び福井大学松岡キャンパスの学生については、永平寺町民であると読み替えることができる。
- (3) 組織の運営に関する会則等の定めを有し、金融機関に口座登録がある団体

2 次の団体は対象外とする。

(1)企業、NPO 法人、自治会

(2)宗教活動、政治活動、営利活動を行う団体

(3)反社会勢力と関係のある団体

(4)その他、本会会長が不適當と認める団体

(補助金対象となる活動の範囲)

第4条 この補助の対象の活動は以下のいずれかに該当するボランティア活動とする

(1)【社会福祉】…高齢者福祉、児童・母子福祉、障がい者福祉等

(2)【教育・文化・スポーツ】…教育・生涯学習指導、スポーツ、青少年育成、芸術・文化の振興

(3)【国際交流・協力】…国際交流。国際協力

(4)【地域社会】…犯罪の防止、交通安全、観光案内、災害の防止・災害時の救援

(5)【環境保全】…自然環境保護、公害防止、リサイクル

(6)【保健医療】…健康づくり、医療

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象となる経費などは別表Ⅰに掲げるとおりとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象の期間は、令和8年7月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金交付申請及び請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする登録団体は、ボランティア活動育成補助金交付申請書(第1号様式)にボランティア育成補助事業 活動計画書(第2号様式)、ボランティア育成補助事業活動収支予算書(第3号様式)を添えて本会会長に提出する。

(補助金交付決定)

第 8 条 本会会長は、前条による申請の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合はボランティア活動育成補助金交付決定通知書(第4号様式)、適当でないと認めた場合はボランティア活動育成補助金交付不承認通知書(第5号様式)により申請登録団体に通知する。

(補助金の交付)

第 9 条 本会会長は、前 8 条の交付決定を通知した登録団体に対し、指定口座への振り込みによって、補助金を交付する。

(実績報告)

第 10 条 補助金の交付を受けた登録団体は、次に掲げる書類を添付して翌年度4月10日(休館日の場合はその前日)までに本会会長に提出する。

- (1) ボランティア育成補助事業実績報告書(第 6 号様式)
- (2) ボランティア育成補助事業 活動収支決算書(第 7 号様式)
- (3) ボランティア育成補助事業 活動報告書(第 8 号様式)
- (4) ボランティア育成補助金の使途に該当するすべての領収証

(補助金の返還)

第 11 条 本補助金を受けた団体は、次の事項に該当するときは、補助金の交付を取り消し、補助金の一部または全額に対し、ボランティア育成補助金返還請求書(第 9 号様式)により返還しなければならない。

- (1) 虚偽申請や違反が発覚した場合

(2) 補助金の剰余分が発生した場合

(資料等の保管)

第12条 本補助金をうけた団体は、本補助金に関する資料及び備品などを5年間保存するものとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

付則 この要綱は、令和8年7月1日から施行する